

	5 法規に関する こと。				
	6 市町村教育委員 会に対する一 般的指導助言に 関すること。				
	7 教育事務所に 関すること。			1 予算の令達に 関すること。	
	8 叙位叙勲に関 すること。	1 地方教育行政 功労者表彰（文 部科学大臣表彰 ）の推薦に関す ること。			
	9 教育に関する 法人に関するこ と。			1 公益法人の調 査及び実地検査 に関すること。	
	10 調査及び統計 に関すること。				
	11 広報、広聴及 び教育行政に関 する相談に関す ること。	1 知事への直行 便に関すること。 2 知事への提言 広場に関するこ と。		1 広報誌の原稿 作成に関するこ と。	
	12 学校（小・中 学校及び県立学 校を除く。）の 設置及び廃止に 関すること。	1 学校の設置及 び廃止にかかる 認可に関するこ と。			
	13 教育長室及び 教育委員会室に 関すること。				
	14 恩給に関する こと。			1 恩給扶助料の 支給及び失権に 伴う手続きに関 すること。	
	15 教育政策課及 び福利厚生課の 庶務に関するこ と。			1 教育庁等の職 員の赴任旅費の 支給に関するこ と。	
	16 争訟に関する こと。				
福 利 厚 生 課	1 教育庁等職員 及び学校職員 （以下「教職員 等」という。） の福利及び厚生 に関すること。	1 教職員等の福 利厚生事業の企 画に関すること （学校職員の保 健管理を除く。） 2 教職員住宅の 設置及び廃止に 関すること。		1 教職員等の福 利厚生事業の実 施に関すること （学校職員の保 健管理を除く。） 2 教職員住宅の 管理に関するこ と。	

	2 公立学校共済組合に関すること。				
高 校 教 育 課	1 県立学校における教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。				
	(1) 学校教育の指導に関する総合的計画に関すること。			1 学校の訪問計画に関すること。	
	(2) 教育課程、学習指導、進路指導及び生徒指導に関すること。				
	(3) 学校職員の研修及びその補助に関すること。			1 学校教育に関する軽易な研修会等に関すること。	
	(4) 学校の設置、廃止及び組織編制に関すること。				
	(5) 学校の入学者選抜に関すること。				
	(6) 学校の通学区域の設定及び変更に関すること。				
	(7) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。			1 教材の使用承認に関すること。	
	(8) 学校図書館に関すること。				
	(9) 児童、生徒の就学に関すること。			1 特殊教育諸学校の学校指定に関すること。	
	(10) 児童、生徒の表彰に関すること。				
	(11) 学校教育研究団体に関すること。				
(12) その他学校教育の指導に関すること。			1 学校行事に関すること。 2 児童生徒の修学旅行及び実習旅行の許可に関すること。		

	(13) 心身障害児 審査委員会に 関すること。		1 重複障害児の 認定に関する こと。	1 心身障害児審 査委員会の開 催に関するこ と。 2 審査依頼に 関すること。	
	2 高等学校実習 資金特別会計 に関すること。				
	3 産業教育に関 するもののう ち、設備の整 備に関するこ と。				
	4 定時制及び通 信制教育振興 奨励費に関す ること。				
	5 大学入学資格 検定に関する こと。				
	6 熊本県育英資 金に関するこ と。				
	7 県立学校の学 校運営協議会 制度に関する こと。				
義務 教育 課	1 公立義務教育 諸学校又は幼 稚園における 教育に関し、 次に掲げる事 務を行うこと。				
	(1) 学校教育の指 導に関する総 合的計画に関 すること。		1 重要な年間行 事に関するこ と。 2 重要な指導資 料等の作成に 関すること。	1 軽易な年間行 事に関するこ と。 2 軽易な指導資 料等の作成に 関すること。 3 学校の訪問計 画に関するこ と。	
	(2) 教育課程、学 習指導、進路指 導及び生徒指導 に関すること。		1 重要な教育課 程に関するこ と。 2 重要な評価の 在り方、評価問 題の開発等に関 すること。 3 重要な研究指 定校に関する こと。	1 軽易な教育課 程に関するこ と。 2 軽易な評価の 在り方、評価問 題の開発等に関 すること。 3 軽易な研究指 定校に関する こと。	
	(3) 学校職員の研 修及びその補助 に関すること。	1 所長・指導課 長会議の重点 に関すること。	1 学校教育に関 する重要な研 修会等に関する こ	1 学校教育に関 する軽易な研 修会等に関する こ	

		と。	と。	
(4) 教科用図書その他の教材の取扱いに関する事 と。	1 重要な教科用 図書の採択基準 等に関する事。	1 重要な教科用 図書の採択のた めの調査・研究 等に関する事。 2 重要な教科用 図書選定審議会 の開催及び教科 用図書の採択に 関する事務の指 導、助言、援助 等に関する事。	1 軽易な教科用 図書の採択基準 等に関する事。 2 軽易な教科用 図書の採択のた めの調査・研究 等に関する事。 3 軽易な教科用 図書選定審議会 の開催及び教科 用図書の採択に 関する事務の指 導、助言、援助 等に関する事。 4 教材の使用に 関する事。	
(5) 学校図書館に 関する事。				
(6) 児童、生徒の 就学に関する事 と。				
(7) 児童、生徒の 表彰に関する事 と。				
(8) 学校教育研究 団体に関する事 と。				
(9) その他学校教 育の指導に関する 事。				
2 就学援助補助 金等に関し、次 に掲げる事務を 行う事。				
(1) 要保護及び準 要保護児童生徒 援助費補助金に 関する事。				
(2) 幼稚園就園奨 励費補助金に関 する事。				
(3) へき地児童生 徒援助費補助金 に関する事。				
(4) 学校教育設備 整備費等補助金 に関する事。				

3 県立教育センターに関する <u>こと。</u>				
4 公立義務教育諸学校又は幼稚園の学校運営協議会制度に関する <u>こと。</u>				
5 食育に関する <u>こと。</u>			1 食育に関する <u>こと。</u> 2 教育研究推進校に関する <u>こと。</u>	
6 学校給食に関し、次に掲げる事務を行う <u>こと。</u>				
(1) 学校給食の指導等に関する <u>こと。</u>			1 学校給食の指導に関する <u>こと。</u> 2 学校給食用物資取扱に関する <u>こと。</u> 3 学校給食の定例報告に関する <u>こと。</u> 4 学校給食の開設及び廃止等の届出に関する <u>こと。</u> 5 給食資料の調査及び収集に関する <u>こと。</u> 6 給食行事の結果報告に関する <u>こと。</u>	
(2) 給食関係団体に関する <u>こと。</u>	1 給食関係団体に関する重要な事項を決定する <u>こと。</u>		1 給食関係団体の指導に関する <u>こと。</u> 2 給食関係団体の調査に関する <u>こと。</u> 3 給食関係団体に関する軽易な事項を決定する <u>こと。</u>	
(3) 給食に係る表彰に関する <u>こと。</u>	1 学校給食優良学校等表彰の推薦に関する <u>こと。</u>			
(4) 学校栄養職員の研修に関する <u>こと。</u>		1 学校栄養職員の初任者研修及び経験者研修計	1 学校栄養職員の初任者研修及び経験者研修に	

			画・報告に関する こと。	関すること。	
学 校 人 事 課	1 学校職員の任 免、服務、表彰 その他人事に関 すること。	1 学校職員の任 免、分限、懲戒 に関すること (教育委員会付 議事項、実習助 手、寄宿舎指導 員、技能労務職 員、教務主任等 及び県立特殊教 育諸学校の主事 の任免を除く。) 2 勤務評定を実 施すること。 3 県立学校職員 の職務に専念す る義務を免除す ること(教育長 が別に定めるも のを除く。) 4 県立学校の営 利企業等の従事 制限の許可をす ること。	1 県立学校の実 習助手、寄宿舎 指導員の任免に 関すること。	1 県立学校の臨 時的任用の職員 及び非常勤職員 (地方公務員法 (昭和25年法 律第261号)第 28条の5第1 項に規定する短 時間勤務の職を 占める職員を除 く。)の任免に 関すること。 2 県立学校の技 能労務職員の任 免に関すること。 3 教務主任等並 びに県立特殊教 育諸学校の小学 部、中学部及び 高等部の各部の 主事の任免に関 すること。 4 学校職員の履 歴事項等の証明 及び照会に関す ること。 5 公務災害の副 申及び審査結果 の通知に関する こと。 6 病気休暇(結 核性疾患以外の 私傷病による休 暇を除く。)を 承認すること。 7 育児休業の承 認及び育児休業 の期間の延長の 承認をすること。	1 県費負担学校 教職員(非常勤 講師を除く。) に記章を交付す ること。
	2 学校職員の研 修に関すること。			1 学校教育に関 する軽易な研究 会及び講習会に 関すること。	
	3 学校職員の給 与その他の勤務 条件に関するこ と。	1 昇格及び昇給 の発令に関する こと。		1 退職又は死亡 に伴う特別昇給 に関すること。 2 単身赴任手当	